

広島県告示第六百二二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十六年十月六日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年九月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道二七五号	東広島市西条町御薮字中組七二〇三番七地先から東広島市西条土与丸五丁目六四七番一地先まで	平成二六年九月二二日